

川崎市告示第65号

自動車排出ガスの排出抑制等に関する指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市規則第50号）第107条の規定による自動車排出ガスの排出抑制等に関する指針を次のように定め、平成15年4月1日から適用し、自動車排出ガスの排出抑制等に関する指針（平成12年川崎市告示第607号）は、同日から廃止する。

平成15年1月31日

川崎市長 阿部 孝夫

事業者は、自動車の運行に伴う環境への負荷の低減に関する取組を行うに当たり、次に掲げるところにより実施するものとする。

1 基本方針

自動車の運行に伴う環境負荷の低減について、事業者としての基本的な考え方を基本方針として定め、計画的に取組を実施すること。

2 行動目標

(1) 目標の設定

自動車の運行に伴う環境負荷を低減するための行動目標を定めること。

なお、行動目標には、基本方針との整合を図りながら、事業の実情に応じて、低公害車の導入、自動車使用の合理化、従業員の環境教育及び排出ガスの削減に係る目標を設定すること。

(2) 目標の達成期限

行動目標の達成期限を設定すること。

(3) 目標の見直し

行動目標の達成期限が経過した際は、その達成状況と事業の実情を勘案し、行動目標を見直すこと。

また、行動目標がその趣旨に適合し有効に機能しているか点検し、必要に応じて目標を見直すこと。

3 実施体制の整備

(1) 実施及び運用

行動目標の着実かつ的確な実施のために、取組を管理する責任者を置くとともに、推進体制及び内部連絡体制を定めること。

(2) 点検及び是正方法

行動目標の達成度の確認、法規制への適合性、推進体制の点検、是正措置の記録等進ちょく状況を点検する方法及び進ちょくが不十分な場合の是正する方法を定めること。